

平成29年度 「水質保全研究助成」

— 募集要領 —

(平成29年度募集)

平成 29 年 1 月



公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の「水質保全研究助成」は、「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 水質保全研究助成要綱」に基づき、以下の要領で募集します。

1. 助成対象研究

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構（以下、「機構」という。）が指定する分野に関する研究に対して、助成を行います。別紙の研究分野一覧を参照してください。

2. 助成対象団体

次のいずれかに該当する団体を助成対象とします。

- (1) 大学または大学付属の研究機関
- (2) その他の研究機関等（営利を目的としない、特殊法人、公益法人、公共機関等に所属する場合に限ります）

3. 助成金額

1件についての助成限度額は年度当たり 80 万円です。

4. 助成期間

交付決定の通知日から平成 30 年 3 月 15 日までとします。

申請および交付決定は単年度ごとに行います。ただし、研究内容により 1 年以上の実施期間が必要であると機構が認めた場合は、原則として 2 年間（最長 3 年）の助成期間とすることができますが、次年度以降に募集要領に従い、申請に際して、必要書類の提出が必要です。

5. 応募方法

本助成を希望する団体は、別紙の応募様式に必要事項を記入の上、実施計画書および予算内訳書を添付し下記の宛先まで郵送または E メールにて送付して下さい。同一申請者の複数応募はできません（同一大学内の異なる研究機関による応募は可能とします）。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

(1) 提出書類

- ① 申請書 ……（様式 1）
- ② 実施計画書 …… A4 版用紙に数ページ程度（形式は自由）
- ③ 予算内訳書 ……（様式 2）

※電子ファイルが、機構ホームページからダウンロードできます。

- <http://www.byq.or.jp/josei/index.html>

(2) 送付先および問い合わせ先

〒540-0008

大阪府中央区大手前1丁目2番15号 大手前センタービル4階

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 総務企画部

電話：06 - 6920 - 3035

E-mail：hozenkiko@byq.or.jp

(3) 応募受付期間

平成29年1月11日（水）から平成29年3月3日（金）必着

※個人情報の取り扱いについて

応募いただいた方の個人情報は機構が厳重に管理し、

ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

6. 選考

(1) 選考方法

水質保全研究助成選考委員会により、選考を行います。

(2) 選考基準

選考にあたっては、以下の視点から総合的に判断を行い、助成金を交付する団体を決定します。

- ① 機構の実施する調査研究との整合
- ② 琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解明や対策への期待度
- ③ 研究成果達成の実現性
- ④ 新しい視点や創意工夫
- ⑤ 研究担当者の申請研究にかけられる時間等（エフォート率）

(3) 選考結果の通知

交付決定後すみやかに、申請者に通知を行います。また、機構ホームページにも掲載します。

7. 助成金交付決定後の提出書類について

(1) 交付決定後

- ・ 請書
- ・ 助成金請求書

(2) 助成研究終了時

- ・ 研究成果報告書
- ・ 精算報告書

※提出書類の様式は交付決定時に送付します。

平成 29 年度「水質保全研究助成」 募集研究分野一覧

(1) 安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究

水系病原性微生物、微量有害化学物質等の水環境中での挙動把握、人や水生生物への影響評価、削減技術や施策等に関する研究を対象

(2) 流域水環境管理のための水質指標に関する調査研究

水質汚濁・汚染に係る指標（難分解性有機物他）、気候変動が及ぼす水温・水質影響に係る指標などの開発や評価手法に関する調査研究を対象

(3) 閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策に関する調査研究

新たな富栄養化や異臭味の発生、底泥からの栄養塩・金属類の溶出など、閉鎖性水域（湖沼やダム湖他）の水質課題の解決策に資する研究を対象

※ 上記の募集分野において、独自研究成果、過去の調査研究や文献のレビュー、体系化、まとめも助成範囲に含める。BYQのWEBページに掲載しているデータベースの利用も可。

水質保全研究助成 過去の研究分野と採択研究テーマ(参考)

	研究分野	申請団体名	研究テーマ
平成28年度水質保全研究助成	(1) 琵琶湖・淀川流域における微量汚染物質・病原性微生物の動態把握・影響評価・制御技術に関する研究	大阪大学大学院工学研究科	排水中に残存する1,4-ジオキサンの効率的浄化に関する研究
		関西医療大学保健医療学部	大容量の淀川水系河川水からの病原性原虫類の検出
		大阪府立公衆衛生研究所	琵琶湖・淀川水系において各種排水処理水がふん便性細菌汚染に与える負荷影響の評価について
		京都大学大学院工学研究科	新規下水処理プロセスの開発を目的としたオゾン処理の設計のための研究
		京都大学大学院工学研究科	淀川流域における病原ウイルスの存在把握ならびに健康影響評価
		関西大学化学生命工学部 生命生物工学科 神経生命工学研究室	琵琶湖と淀川に溶存する環境ホルモンの脳神経細胞に対する評価方法の確立
		京都大学大学院地球環境学堂	全有機ハロゲン分析手法を用いた未知の有機フッ素化合物類の汚染分布調査
(2) 琵琶湖・淀川における流域水環境管理のための水質指標とその監視・解析評価に関する研究	立命館大学薬学部	琵琶湖固有魚種ホンモロコの in vitro 精子分化系による化学物質の定量的影響解析方法の確立	
	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所	琵琶湖・淀川流域の流下に伴う難分解性有機窒素成分の変化に関する研究	

	研究分野	団体名	研究テーマ
平成27年度水質保全研究助成	(1) 琵琶湖・淀川流域における微量汚染物質・病原性微生物の動態把握・影響評価・制御技術に関する研究	大阪薬科大学薬学部	河川環境中での医薬品成分の脱抱合性評価手法の開発
		京都大学大学院工学研究科 附属流域圏総合環境質研究センター環境質見分分野	下水中の医薬品類の生理活性に関する研究
		京都府立大学大学院地球環境学堂	ペルフルオロ化合物類生成ポテンシャルの琵琶湖・淀川流域における挙動と浄水処理工程別の除去効果の検討
		立命館大学薬学部	琵琶湖固有魚種ホンモロコの in vitro 精子分化系を用いた化学物質の影響とそのメカニズムの解析
		京都大学大学院工学研究科 附属流域圏総合環境質研究センター	河川流下過程における医薬品類の底質、SSへの収着モデルの構築
(2) 流域水環境管理のための水質指標とその監視・解析評価に関する研究(気候変動を含む)	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所	琵琶湖・淀川流域の流下に伴う難分解性有機窒素濃度の変化に関する研究	
(3) 琵琶湖・淀川流域における閉鎖性水域の水質保全に関する研究	京都大学大学院工学研究科	新規下水処理プロセスの開発を目的としたオゾン処理の性能評価	

※平成26年度以前の水質保全研究助成の研究分野・研究テーマ等については
ホームページ (<http://www.byq.or.jp/josei/index.html>) に掲載しています。

平成 29 年度 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構
「水質保全研究助成」申請書

申請年月日 平成 年 月 日

ふりがな			ふりがな		
団体名 (所属名)			代表者名 (所属長)		
団体の種類	大学・特殊法人・公益法人・公共機関・その他 () ※該当するものを○で囲む				
団体の概要	分野、実績等：				
事務所の所在地	住所	〒			
	TEL		FAX		
連絡先	所属・役職		Email		
	ふりがな		TEL FAX		
	研究担当者名				
	所属・役職		Email		
	ふりがな		TEL FAX		
	連絡担当者名 ※研究担当者不在時の連絡(同上でも可)				
助成対象 研究の概要	助成研究 テーマ	研究分野(番号)			
	成果目標				
	研究期間	~	対象 流域		
	研究概要：				
	スケジュール(詳細については実施計画書にご記入ください)：				

※裏面に続きます。

助成対象 研究の概要	担当者の研究にかけられる時間（割合）および人員：	
研究成果 により 期待される 効果	研究の成果が、琵琶湖・淀川流域の水質保全に関する行政施策など公益性のある社会的な取組にどう活かされ貢献していけるのかを具体的に記述ください。	
助成希望金額	助成希望総額： （初年度： 2年目： 3年目： ）	
他団体からの 助成有無	有 ・ 無	

添付資料：①実施計画書 ②予算内訳書 （欄が不足する場合は別紙をつけてください）

【水質保全研究助成経費 費目一覧】

費目	内容
①謝金、賃金	外部協力者からの助言、協力に対する謝金等 補助作業のためのアルバイト等の経費等
②資料・印刷費	書籍、論文等購入費等 調査票、集計表等の印刷費等
③旅費	調査、会議等に伴う交通費、宿泊費等 (海外は除きます)
④賃借費	会議室の賃借料、機器の賃借料等
⑤委託費	現地調査、実験、データ整理等を委託する場合の経費等
⑥備品費	機械、器具の購入費等
⑦通信・運搬費	通信費、資機材発送費等
⑧消耗品費	資材、試薬、文具購入費等
⑨雑費	その他の経費

※経費は全て助成研究に直接必要なものとし、以下のものは認められません。

- ・ 団体の運営にかかわる経費（オーバーヘッド等の事務管理手数料などを含む）
- ・ 助成研究以外の研究に要する経費
- ・ 飲食費
- ・ その他、助成研究への適用が主目的とならない経費

